

報告第 22 号

処分報告（令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50,872 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,079,214 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 10 月 3 日 処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 府支出金		3,050,754	50,872	3,101,626
	1. 府負担金	2,276,663	50,872	2,327,535
歳 入 合 計		38,028,342	50,872	38,079,214

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,879,202	50,872	4,930,074
	4. 選挙費	22,691	50,872	73,563
歳	出	合	計	
		38,028,342	50,872	38,079,214